

知らなきや
経営リスクに！

中小企業に影響大の

民法改正

和田倉門法律事務所
野村彩 弁護士



第1回

大改正の意義と経緯

民法の改正が間近に迫っている。

民法の一部を改正する法律（民法改正法案）は平成27年3月31日に通常国会（第189回）に提出されたが、この国会では成立せず、28年1月4日に召集された第190回国会で継続審議となった。今国会で成立する可能性は十分にある。成立した場合の施行日は「公布の日から3年以内」とされている。

改正に至る経緯

民法は、わが国の私法のうち最も基本的な法律と言ってよい。今回大幅に改正されるのは、民法のなかの「債権法」の分野だ。その内容は多岐にわたり、企業や一般取引に与える影響は大きい。

現行民法は非常に古い。いくつかの重要な改正を経てはいるが、債権法に関する分野は、その中核について制定当時のものを引き継いでいる。

当然ながら、この間にわが国の社会情勢や経済情勢は大きく変化した。IT化やグローバル化の進展は著しい。民法の債権法の分野は、国民生活と密接に関わるものであるため、この変化に対する対応も強く求められる。さらに判例や裁判実務も、長い年月の間にたくさん積み重ねられた。

このような状況で、現行民法をより分かりやすいものとし、また時勢に合ったものとするため、見直しの声が高まって、改正に至ったのだ。

具体的な改正の経緯を以下にまとめる。平成21年10月に、法務大臣から民法（債権関係）の改正に関する諮問があった。少々長いですが、改正の意義が示されている部分なので引用する。

民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

これを受けて「法制審議会・民法（債権関係）部会」が発足し、同年11月24日に第1回の審議が執り行われた。その後、25年2月に「中間試案」、26年4月に「要綱仮案」、27年2月に「要綱案」が決定され、その採択を経て法務大臣に答申、同年3月に国会に提出された。

施行の日は、前述のとおり、公布の日から3年以内とされている。その期間中に法務省としては、解説書類の作成や、関係省庁、各種業界への周知をする予定となっている。

主な変更点は？

この連載では、残り9回で可能な限り改正の重要なポイントを解説していく。具体的には、消滅時効、法定利率、債務不履行・担保責任、契約解除・危険負担、連帯債務、保証、債権譲渡・相殺、定型約款、貸付借といったテーマを紹介する予定だ。

これらのなかには、新たにルールが設けられたものと、判例などをもとに以前から実務対応されていた内容を踏襲しているものとの2種類がある。前者であれば当然これまでとは異なる新たな対応が必要となるし、後者も実務上の処理と今回の改正された条文の内容の差異に気をつけなければならぬ。この連載ではこうした視点も取り入れながら、企業の経営者や担当者が具体的にどのような点を知っておくべきなのか、実務的な問題をピックアップする。

つづく

▼この連載は、和田倉門法律事務所に加藤伸樹弁護士、野村彩弁護士、藤池尚恵弁護士が執筆します。